

改善基準告示

～わたくしたちと交通の安全のために～

トラック運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や運転時間、休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、お客様の荷物と、交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

拘束時間

1か月 293時間

(労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長できる。)

1日 原則 13時間

最大 16時間

(15時間超えは1週間について2回以内)

折り線

運転時間

2日を平均して1日当たり9時間

2週間平均で1週間当たり44時間

連続運転時間は4時間以内

(運転の中断は1回連続10分以上、かつ、**合計30分以上の運転の中断が必要**)

折り線

休息期間

継続 8時間以上

運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

改善基準告示

～わたくしたちと交通の安全のために～

トラック運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や運転時間、休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、お客様の荷物と、交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

拘束時間

1か月 293時間

(労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長できる。)

1日 原則 13時間

最大 16時間

(15時間超えは1週間について2回以内)

折り線

運転時間

2日を平均して1日当たり9時間

2週間平均で1週間当たり44時間

連続運転時間は4時間以内

(運転の中断は1回連続10分以上、かつ、**合計30分以上の運転の中断が必要**)

折り線

休息期間

継続 8時間以上

運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

切り取り線

時間外労働

一定期間は2週間及び1か月以上
3か月以内の期間を協定。



折り線

時間外労働

一定期間は2週間及び1か月以上
3か月以内の期間を協定。



折り線

休日労働

2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。



折り線

休日労働

2週間に1回以内、かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。



折り線

休日の取扱い

休日は休息期間に24時間を加算した期間。
いかなる場合であっても
30時間を下回ってはならない。



折り線

休日の取扱い

休日は休息期間に24時間を加算した期間。
いかなる場合であっても
30時間を下回ってはならない。



折り線

労働時間の取扱い

労働時間は拘束時間から休憩時間
(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。
事業場外の休憩時間は、
仮眠時間を除き3時間以内。

労働時間の取扱い

労働時間は拘束時間から休憩時間
(仮眠時間を含む)を差し引いたもの。
事業場外の休憩時間は、
仮眠時間を除き3時間以内。

切り取り線